カジノ管理委員会事務局長
サイバー通信情報監理委員会事務局長
［略］

カジノ管理委員会
サイバー通信情報監理委員会
［略］

カジノ管理委員会事務局長
［同上］

カジノ管理委員会
［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

**○内閣府令第二十四号**

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、港湾空港技術対策官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官） | （企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官） |
| **第十一条**　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、港湾空港技術対策官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。 | **第十一条**　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。 |
| ［2～5　略］ | ［2～5　同上］ |
| 6　技術管理官は、命を受けて、開発建設部の所掌事務（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課、港湾空港防災・危機管理課、港湾空港情報管理官及び港湾空港技術対策官の所掌に属するものを除く。）のうち、技術に関する事務の一部を整理する。 | 6　技術管理官は、命を受けて、開発建設部の所掌事務（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課、港湾空港防災・危機管理課、港湾空港情報管理官及び港湾空港技術対策官の所掌に属するものを除く。）のうち、技術に関する事務の一部を整理する。 |
| ［7～9　略］ | ［7～9　同上］ |
| 10　港湾空港技術対策官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。<br>一　港湾の整備、利用及び保全に係る技術の開発に関すること。<br>二　航路の整備及び保全に係る技術の開発に関すること。<br>三　港湾に係る海岸の整備、利用及び保全に係る技術の開発に関すること。<br>四　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備に係る技術の開発に関すること。<br>五　港湾及び空港等の整備、利用及び保全に係る設計、試験及び研究並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。 | ［項を加える。］ |
| 11～18　［略］ | 10～17　［同上］ |